

山口友の会規約

名称

第1条 この会は山口友の会と称する。

事務局

第2条 この会の事務局は山口市朝田1058（山口友の家）に置く。

目的

第3条 この会は家庭生活の健全な発達に力を尽くし、社会に働きかけることを目的とする。

事業

第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 家庭生活合理化の研究、家事家計講習会等。
- (2) 子供の食事、生活に関する講習。
- (3) 福祉施設への協力等。
- (4) 月1回会報の発行。
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な活動。

会員と組織

第5条 この会は「婦人之友」の愛読者で山口市及びその周辺地域の女性を対象に、目的に賛同する者を会員とする。

役員

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表（総リーダー） 1名
- (2) 副代表（副リーダー） 1名
- (3) 会計及び監査他、各役員（以下委員と言う） 25名以内

役員の選任

第7条 代表その他の委員は、会員の互選によって選出する。

役員の任期

第8条 代表及び委員の任期は1年とする。

役員の職務

第 9 条

- (1) 代表はこの会を代表し、委員会の決定にもとづき会の運営にあたる。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表不在の時は代表の職務を代行する。
- (3) 会計はこの会の会計をつかさどる。
- (4) 監査はこの会の会計を監査する。
- (5) その他の委員は会の運営に関する業務を行う。

会議

第 10 条

- (1) 4月例会を総会とし、会の運営を協議し決定する。
- (2) 月1回以上の委員会を開く。

会議事項

第 11 条

この会で協議する事項は次のとおりとする。

- (1) この会の年度事業計画及びその執行に関する事項。
- (2) この会の予算及び決算に関する事項。
- (3) この会の規約の改正に関する事項。
- (4) その他代表が必要と認めた事項。

活動

第 12 条

- (1) 月1回全員が集まる例会をもつ。
- (2) 地域の集まり（最寄会）をもつ。
- (3) 乳幼児、小学生を持つ親の集まりをもつ。
- (4) 高年の集まり（明日の友）をもつ。
- (5) その他 衣・食・住・家計に関する勉強を行う。

第 13 条

この会の会計は、次の収入を持ってこれに充てる。

- (1) 会費 月額 455 円
- (2) 友の家維持費 月額 400 円
- (3) その他の収入

付則 この規約は 2009年1月1日から 施行する。